

## 役員及び評議員の報酬等に関する規程

### (目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人 善き牧者会（以下「この法人」という）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事（常勤、非常勤）及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 報酬等とは、報酬その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であり、費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

### (報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、報酬等を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

### (報酬等の額)

第4条 役員等に対する報酬等の額は、理事会において決定し、報酬の額は別表に定める額とする。

### (報酬等の支給方法)

第5条 役員等に対する報酬等は、理事会又は評議員会への出席など法人、施設運営のための業務にあたった都度、支給する。

### (費用)

第6条 役員等が出張する場合は、別に定める法人旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

### (報酬等の計算)

第7条 新たに役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

### (公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則

この定款細則は平成29年4月1日から施行する。

この定款細則は令和03年4月1日に遡り施行する。

この定款細則は令和05年12月20日から施行する。

## 別表 役員等の報酬

### (1) 理事

理事会等への出席 5,000円(日額)

上記の他、法人・施設業務のための出勤 5,000円(日額)

### (2) 監事

理事会ならびに監事監査、監事研修等への出席 5,000円(日額)

上記の他、法人・施設業務のための出勤 5,000円(日額)

### (3) 評議員

評議員等への出席 5,000円(日額)

上記の他、法人・施設業務のための出勤 5,000円(日額)

## 注 釈

○報酬額は、所得税を除いた額とする。支給は毎年12月に4月～12月分を3月に1月～3月分を支給。

○同日に連続開催される会議への出席の際は、1会議分のみ報酬を支給する。

○評議員会における理事・監事の参考人出席、監事監査での理事長立ち合い等も、報酬の対象となる。

○毎月開催される理事長と施設調整のための法人定例会への理事長の出席については、無報酬とする

○オンライン会議、文書回覧議決等の手段による理事会・評議員会等の開催でも、報酬が発生する。

○評議員選任・解任委員会は委員会規程より無報酬とする。

# 社会福祉法人善き牧者会旅費規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人善き牧者会の理事、評議員、監事、評議員選任・解任委員に対して支給する。旅費に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

- 2 この規程は一部、事務局（事務員）に適用する。
- 3 施設職員を兼務とする者は、支給されない。

## (旅費の種類)

第2条 旅費は、交通費、日当、及び宿泊料とする。

- 1 理事会及び評議員会、評議員選任・解任委員会への出席に対し、交通費及び日当として、一律8,000円を支給する。ただし、阿久根市での開催時も同額とする。
- 2 監事監査や研修会出席に関しても前項と同様とする。
- 3 同日に連続開催される会議への出席の際は、1会議分のみ旅費を支給する。
- 4 JRや飛行機、船舶利用での県内離島や他県移動、または宿泊の際は、実費支給とする。その際は日当として1日8,000円を別途支給する。
- 5 法人業務に関連する事務局職員の移動については、実費支給とする。
- 6 オンライン会議や文書回覧等の手段による理事会・評議員会開催時は、支給しない。

## (準用)

第3条 この規程に定めていない事項については、「愛の聖母園」に定める旅費規程を準用する。

## 附 則

1. この規程は平成20年4月1日から適用する。
2. この規程は平成23年4月1日から適用する。
3. この規程は平成24年6月1日から適用する。
4. この規程は令和3年3月25日に遡り適用する。